

うが、情報の留保と欺瞞をみとめている。

四・三二・一 心理学者は、問題が重要でほかに方法がないときにかぎり、被験者を感情的ストレスにさらすことが許される。心理学者は危険な後遺症の可能性を深く考慮し、また実験のデザインが許すかぎり、すみやかにこれを除去する用意がなければならない。重大な後遺症の危険があるときの実験の実施は、被験者または責任ある代理人が十分その可能性を知らされたうえで志願したときにかぎるべきだ。

四・三二・二 心理学者が被験者に、情報を留保したり誤った情報をあたえることが許されるのは、研究に明らかに必要だと研究者が判断し、また被験者保護の上記の原則の規定が厳密に守られるときだけである。

この欺瞞の問題は一九六〇年代に、心理学の分野で大きな道徳的論争になった。欺瞞をめぐる論争が起きた主因は、臨床的実践に限定されていた心理学者の倫理的な関心が、研究の倫理に移っていったことである。この変化は、一九七〇年代に被験者をつかう研究だけをあつかう特別なコードとして結実した。

は、心理学研究のさいの被験者の欺瞞に注意を喚起した。ヴァイナックは、新たに刊行された「心理学者の倫理基準」には、この問題について明確な記述（おそらく四・三二・一と四・三二・二があるのに、「私の知るかぎり大きな関心をもっている人はいない」と述べた。ヴァイナックの論文は、欺瞞が生物医学・行動科学の研究方法として倫理的に「ほんとうに」許されるかどうか大きな論争になることを予見している。「なんびとであれだますべきではないという価値観と、多くの人々を助けるために少数の人を犠牲にするという科学的な期待のどちらが重要かという問いに最終的には帰着するだろう」。またヴァイナックは、被験者研究の問題をあつかうAPA委員会の説立を提案し、欺瞞と完全な開示が、研究結果にどのような影響をあたえるかをくらべ、また欺瞞にたいする被験者と公衆の反応をしらべる経験的研究を実施するよう求めた。

「アメリカン・サイコロジスト」の次号でアーサー・マッキニーは、ヴァイナックの欺瞞についての経験的研究の提案にふれて、ミネソタでの調査結果を報告した。この調査は、さまざまなレベルの欺瞞を含む実験に参加したことのある約一五〇人の大学生の反応を評価したものだ。調査結果では、これらの被験者が「だまされたことで悩んでいる」ケースはほとんどなかったという。マッキニーの調査結果がバイナッ

同意と欺瞞にかんする初期の論争

同意の原則と欺瞞の使用が心理学に強い動揺をあたえたのは、いくつかの有名な事件、とくに一九六〇年代のスタンリー・ミルグラムの服従についての研究が公刊されてからだ（二四一・一四三ページ参照）。だが、すでに一九五三年には「アメリカン・サイコロジスト」の「心理学的研究における被験者の使用」という論文で、アーウィン・バークがこの問題を指摘している。ナチの残虐行為とニュルンベルク・コード（論文の末尾に全文を引用している）に触発されたバークは、心理学研究の道徳上の基礎として、同意の原則を力強く擁護した。

バークは、研究倫理の最大の問題は、同意原則を守らないことだという。「心理学研究が大衆の怒りを買うのは、伝統的な文化的価値とともに、同意の原則が踏みじられたときだ」。バークは欺瞞に直接ふれていないが、キンゼイの性行動の研究を引き合いに出して、被験者に情報をあたえなかった心理学の実験例を批判している。こうした実験はキンゼイの研究はときわどい問題は少なかつたのに、大衆の抗議を受けたのはキンゼイではなく彼らのほうだった。キンゼイの被験者たちは、十分に情報をあたえられたうえで志願したからだ。

一九五四年、社会心理学者 W・エドガー・ヴァイナック

クを論駁したかたちになったせいも、ミルグラムの研究が発表されるまでは、欺瞞または同意をめぐる議論はその後の心理学の文献にほとんどみられない。しかし、この時期に欺瞞をつかった研究は確実にふえていた。雑誌の個人・社会心理学の論文をしらべると、一九四八年には一八%が欺瞞をつかったと報告していたのが、その後だんだんふえて一九六三年には三八%に達している。一九五四年から一九六三年のあいだ、心理学者は欺瞞と同意の問題について沈黙していた。これにくらべて、一九六四年から一九七四年にかけての一〇年間に、爆発的な数の論評や論争が登場した。この議論に火をつけた事件をみよう。

論争をよんだ事件と専門家の反応

心理学の分野ではナチスの生物医学実験に比肩するような非道な歴史はないが、白熱した論争をよんだプロジェクトの数は不足はない。「ミルグラム研究」や「ジンバードの刑務所研究」のようなスキャンダルがつきつきに発生した。ふたつの事件は、大量の批判と弁護を生みだし、そのなかで1Cの問題がしばしば浮きぼりにされた。欺瞞を含め、心理学に似た方法をつかう社会科学での論争も心理学に影響をあたえた。もっとも有名なふたつの事件は、「ウィッチタ陪審研究」と、ロッド・ハンフリーズの「同性愛研究」である。事件に

は同意の不在と疑わしい質の同意の例が含まれており、比較するときに、区別に気をつけたい。

《ウィチタ陪審研究⁽⁹⁾》 社会科学研究上のこの重要な初期の判決には、ICよりも守秘義務とプライバシーという道徳的問題が表にでていて、ICについても重要な意味を含んでいる。一九五四年、社会科学系の教授とシカゴ大学法学部の教授たちが、のちに「ウィチタ陪審研究」として知られる陪審の審議の研究をした。研究者たちは、六つの陪審の議論の模様をこっそり記録した。目的は、陪審システムへの頻繁な批判の理由と、米国法に組み込まれている陪審制度の背景を検討することだった。このプロジェクトは白熱した論争を巻き起こした。

シカゴの学者たちは、こうしたデータから得られる利点を強調した。米国の法律制度の大きな基礎になっている陪審を研究するには、実際の運営の情報が重要だと主張したのである。しかし陪審の守秘を重んじる観点から、情報収集の方法の正当性についての疑問が提起された。米国憲法の修正第六条は、犯罪事件での陪審裁判を市民の権利として保証している。陪審手続きに秘密審議は欠かせないというジェイムス・O・イーストランド上院議員の見解は、批判的な意見を代表している。研究のためにこっそり観察されていることがわかれば、完全に公正な陪審裁判に必要な自由な意見の交換が妨

げられ、変質するおそれがあるからだ。イーストランドはまだ、審議の記録には憲法違反のおそれがあると指摘した。一九五六年、連邦の大小陪審の記録を明日に禁止する立法が成立した。これは、彼の見解に多くの政治家が同調したことを示している。

イーストランドの訴えは、陪審の秘密の保持という法律的な議論である。いつぼうで、同意をめぐる倫理的問題がある。研究者たちは、同意とりつけて研究対象の行動が、がまんできないほど変えられてしまうと不平をもちることが多い。だから「ウィチタ陪審研究」では、研究対象とされていることを陪審員に知らせなかった。法廷と弁護団からの事前同意はとりつけたが、陪審員には同意をまったく要請していない。陪審員たちが秘密審議だと信じていただけに、自律とプライバシー尊重の令が欠けていたという道徳的な批判が起きたのだ。

「ウィチタ陪審研究」はのちに、一九六六年の心理学の文献でもあつかわれた。「コロムビア法律レビュー」から再掲された「アメリカン・サイコロジスト」の論文でオスカー・ループハウゼンとオーヴィル・G・プリムは、行動研究のさいのプライバシー侵害の一例ではあるが、この分野の代表的で最悪の侵害ではないと述べている⁽¹⁰⁾。ふたりは、プライバシーの尊重という法律と道徳の義務を、ICに明日に結びつけ

た。これはおそらく、同意要件にふれた心理学の文献のなかで、善行ではなく自律に根拠をおいたはじめての主張だ。

プライバシーの権利は、個人の尊厳を擁護する強い要求だ。これは自由への要求ともいえる、非常に特殊な自由である。プライバシー要求の本質は、個人がなにをいつ開示し留保するかを選択することである。したがって、行動研究のさいのプライバシー尊重の倫理は、本質的に同意の思想と結びついている。同意の思想を文字とおり解釈すれば、個々の被験者によって完全なICが自発的にあたえられないかぎり、性格、態度、意見、信念または行動を探る研究を実施することは許されない⁽¹¹⁾。

ループハウゼンとプリムはさらに、行動研究のさいにICを「最大限に」要求する倫理コード原則を提案した。また、同意とりつけて研究が無効になるようなばあいには、プライバシーの侵害が、研究が行なわれるコミュニティ全体の利益と両立するかどうかを確かめるための具体的な手続きを示した。

《ミルグラムの服従にかんする研究⁽¹²⁾》 ループハウゼンとプリムの論文が、一九六三年に公刊されたスタンリー・ミルグラムの「服従の研究」にまったくふれていないのはふしぎだ。この研究は、欺瞞と同意をめぐる大論争を巻き起こした。ミ

ルグラムは一九六〇年から六三年にかけて、ふつうの市民が権威にどう服従し無視するかをたぬす社会心理学の実験をした。ミルグラムは、ホロコイストの文献の研究を通じて、この問題に関心をいだくようになったのだ。地方紙の広告を通じた「記憶と学習の研究」への参加呼びかけにたいして、さまざまな職業や教育水準からなる二〇歳から五〇歳までの被験者群が応募した。報酬は、参加一時間につき五ドル（プラス交通費五〇セント）だった。

この実験は、ふたりの被験者を心理学実験室に入れて、でたらめな「記憶実験」に参加させるものだった。うちひとりには、新聞広告で応募したなにも知らない被験者で、もうひとりには実験のために偽装した「サクラ」である。指揮者は第三の人物、つまり実験者であった。なにも知らない被験者が「教師」に任命され、サクラのほうは「生徒」になった。指揮者は、学習過程のさいの罰の効果の研究だと説明しただけだ。

生徒に課せられた仕事は、ことばの組み合わせの記憶だったようだ。まちがった答えには、最新技術による強力な機械らしきものをつかった電気ショックで罰があたえられた。ショックを受けるほうの生徒は隣室の「電気椅子」に縛りつけられ、両手首に電極が固定された。教師のほうは、一五・四五〇ボルトのショック発生装置の前に座らされた。スイッチ

は一五ボルト刻みで電圧が上がるしくみで、つぎのような表示がついていた。「軽いショック」、「中程度のショック」、「強いショック」、「きわめて強いショック」、「激しいショック」、「非常に激しいショック」、「危険・重症のショック」、そして最後に「XXX」である。教師役の被験者は、実験をする前に四五ボルトのサンプル・ショックを実際に受けた。

指揮者が教師に指示をあたえたあと実験が開始された。教師は、生徒が正しい答えを選ばなかったときはショックの強さをますます指揮者(実験者)に指示されていた。生徒つまり「サクラ」は、実際にショックを受けていなかったが、教師のほうに、電気ショックのたびに「サクラ」があげる嘘の悲鳴にだまされていた。七五ボルトで生徒はうめき声をあげた。一二〇ボルトでは「痛い」、一五〇ボルトからあとは「やめてくれ」と叫ぶ。二七〇ボルトになると悲痛なうめき声をあげる。電圧がますますつれて抗議は激烈で感情むきだしになる。三〇〇ボルトになると生徒は死んだように静かになってしまふ。

生徒の反応への教師の反応はさまざまだった。生徒が最初に抗議の声をあげると、実験者につづけてよいのかと訊く教師が多かった。実験者は無視して実験をつづけなさいと要求した。実験は痛だけで危険はなく、科学の進歩のために必要だと強調したのである。教師はやがて、権威者の指示に服

従すべきか、生徒への苦痛をやめるべきかという葛藤に陥ってゆく。電圧がますますつれて葛藤は高まる。この葛藤は教師をさいなんだ。ミルグラムはつぎのような一例を報告している。「落ちつき払ったヒネスマンが、自信たっぷりの笑みを浮かべて実験室に入ってきた。二〇分以内に彼は苦悶する落伍者のようになり、たちまち精神的な破綻のせときわに陥った」。

教師が最高の電圧まで上げたとき、あるいは、継続を拒否したとき実験は終了した。このあとで被験者の「査問」の面接があった。最終レベルまでショックをあたえた被験者にその理由を聞くと、「自分の意思ではない。私はただ命じられたようにしただけだ」というのが典型的な答えだった。「記憶実験」にさいしてどう感じたかを述べる質問票に記入させられた人もいた。そのあと被験者全員が、だまされていたことを知らされ、無傷の犠牲者と握手した。被験者にはあとから実験の詳細とその結果の報告が送られ、追跡票に記入するよう求められた。

ミルグラムは被験者の約六〇%が権威にたいして完全に従順であることを確かめた。彼らは生徒に最高度のショック(XXX)まで罰をあたえつづけたのである。このような結果は予想外だったので、研究は社会心理学への重要な貢献だと評価された。実験が高く評価されたのは、権威への抵抗が

できないばかりか、責任を権威者に転嫁する現象がみられたことである。つまりニュルンベルク裁判でよく聞かれた、「私は義務をはたしただけだ」というおなじ言ひ訳だ。いっぽう、この研究は被験者の一部にひどい心理的ショックをあたえ、また明白な欺瞞とICの無視があったという非難が出てきた。ミルグラムの結論が、実験室の環境ならともかく、現実の生活で再現されると思えない空論だという批判もあった。

ミルグラムの研究結果が公表されるやいなや、心理学者の内部からたちまち批判が起きた。初期の論評のなかで大きな反響をよんだのは、「アメリカン・サイコロジスト」にのつた一九六四年のダイアナ・バウムリンドの論文と、一九六五年のA P A大会で発表され六七年に公開されたハーバート・ケルマンの論文である。この論文を契機に、欺瞞を使った研究にたいする批判家として知られるようになったバウムリンドは、被験者たちが経験した情緒的な困惑は、きわめて危険なものだと主張した。これは、自律原理による批判ではなく、善行原理による批判である。彼女は、重大な後遺症の可能性について、被験者に十分な情報をあたえるべきだとするA P A倫理基準の四・三二項の原則に違反すると述べた。ミルグラムは、参加によるリスクはまったくなかったと反論した。ケルマンの論文の視野はよりひろく、善行よりも自律原理

を説いた。ケルマンは、高潔な人々ならミルグラム研究をみとめるはずはないが、このような欺瞞の使用は心理学では特異なものではないと強調した。「とくに気がかりなのは、欺瞞がつかわれたことよりも、なんの疑問もなくつかわれたことだ。これは、欺瞞が社会心理学の実験室ではふつうの方法になっていることを示している」とケルマンは述べた。

ケルマンは、欺瞞をつかった疑わしい研究例をあげている。たとえば被験者の性的嗜好に不当な疑いをもたせたケースや、実際に生命が脅かされていると信じこまされたケースである。ケルマンの関心は、被験者に危害をおよぼしかねない経験をあたえたケースだけではない。ループハウゼンやアブリムと同じく、欺瞞と同意についてケルマンが提起した疑問は、善行原理つまり被験者の権利を超えて、自律の領域に踏みこんだものであった。

私の関心は、ふつうの感覚では危険な影響の少ない、もつと微妙なケースにある。欺瞞の使用と被験者の利用について深刻な倫理問題が起きている。被験者にたいする行動は、ふつうの人間関係ではまず考えられないものだ。このような行動は、人間の当然の権利である尊厳の侵害とみなされるだろう。

ハンフリーズの同性愛研究⁽⁸⁹⁾ 欺瞞の使用について、社会学の分野でもケルマンとおなじような指摘があった。ミルグ

ラム研究に劣らぬ有名な研究が、一九六〇年代（一九六五、六八年）に登場した。社会学者ロッド・ハンフリーズは、公衆便所を舞台にした見知らぬ男同士の性活動に、法機関や警察が危険で画一的な態度をとっていると考えた。米国では公衆便所（テイルルーム）でのフェラチオは「テイルルーム・トレード（セックス）」と呼ばれ、多数の人々が「同性愛」のかどで逮捕されていた。ハンフリーズは、男性たちが悩んでいる疎外感に同情し、彼らを客観的に研究したいと考えた。その結果、不特定多数の性的な交友への動機や彼らの社会的地位をしらべようとしたのである。

ハンフリーズは直接的な観察と追跡インタビューの方法をとった。彼はまず、いわゆるテイルルームに身をおいて、「見張り」役を買って出た。パトカーや見なれぬ人が近づいたら、咳をして警告する役目だ。こうして彼は何百回ものフェラチオ行為を観察した。こうして信頼を得た男たちに、社会学者としての目的をあかし、彼らの生活や動機について突っこんで聞くことに成功した。しかし彼は、ほかの人々についても車の免許証番号をこっそり記録してあとをつけた。一年後にハンフリーズは巧みに変装して彼らの自宅を訪問し、ヘルス・サービスの面接者と偽って個人的な事柄を聞き出したのである。

狙いどおりハンフリーズの研究結果は、同性愛への画一的

な見解に疑問を投げかけた⁽⁹⁾。しかし、彼の大学の学部のなかから、この研究は被験者のプライバシーの権利と欺瞞からの自由という権利を不当に侵害したという抗議が出て大きな問題になった。ワシントン大学の学長は、ハンフリーズの博士号をとり消せと迫られた。自律の侵害をめぐる論争で、学部のスタッフ同士の殴り合いまで発生し、スタッフの約半数がとうとう他の大学に逃げだしてしまった。批判者たちは、被験者の大半が研究に同意していないので、この研究は自己決定の権利を尊重していないと非難した。社会と社会科学への貢献がどんなに大きくても、欺瞞をともなう道徳的な逸脱行為は正当化されないと主張したのである。ジャーナリストのニコラス・フォン・ホフマンは、ハンフリーズは「私たちのもつとも私的で秘められた生活」を侵害したときびしく批判した。

ハンフリーズも、また彼の研究した集団を弁護する人々も、深刻な権利侵害はなかったと主張したが、同意していない人々への欺瞞と私生活への侵害があったことをみとめた。ハンフリーズは、どんな権利侵害があつたにせよ、研究の価値はそれを上回るものだと主張した。社会学者、アーヴィン・ルイス・ホロウィッツとリー・レインウオーターは、情報を追求し交換する研究の権利を述べた論文でハンフリーズを弁護した。ふたりは、欺瞞的な方法をあまり規制すると、ハン

フリーズのような研究をすることができなくなり、人間行動の解明されていない分野に光をあてるという科学者の権利を侵害するおそれがあると主張した。

ハンフリーズの研究は一九七〇年、「社会問題研究へのC・ライト・ミルズ賞」を受賞した。これは逆に論争に火を付け、たちまちほかの分野の研究にもひろがっていった。

《シンバードの模擬刑務所研究》⁽¹⁰⁾ 一九七一年、スタンフォード大学の心理学者フィリップ・シンバードは、大学の地下室に模擬刑務所を建設した。彼は一日一五ドルの賃金で二四人の学生ボランティアを集め、囚人と看守の役割を演じさせた。きびしい刑務所の環境が、個人の態度と行動にどのような影響をあたえるかを研究するのが実験の目的だった。実験は二週間の予定だったが、シンバードはわずか六日間で中断した。

予定外の中止の理由は驚くべきものだった。看守役をあたえられた学生被験者が囚人役の被験者を虐待したのである。シンバードの表現によると、「囚人役に志願した学生たちは昼夜の別なく肉体的・精神的虐待を受けた。囚人の多くは疲労困憊したが、いっぽうで「看守」の多くは同僚の被験者たちを虐待し侮蔑する行動をとった」。シンバードは、この実験で刑務所の環境は監禁された人々の行動と態度に強い影響をおよぼすことが示されたとし、これは非人間的な刑務

所への批判の手がかりになると主張した。シンバードは、この研究がひろく受け入れられ、公共政策に具体的な影響をおよぼした証拠として、大衆紙に歓迎されたことと、州政府と地域団体の官僚が刑務所の改革について彼の見解をたびたび求めたことをあげている。また被験者たちは、研究による長期の悪影響を報告していないばかりか、逆に大多数の被験者が「有益で面白い経験」だったとほめてくれたと述べた。

批判者たちは、研究が社会に貢献したというシンバードの主張に疑問を投げかけた。刑務所の環境がまだ明らかにされていない以上、このような研究結果は無価値であるばかりか、被験者たちを無用のリスクにさらしたという批判である。高度の情緒的ストレス、肉体的不快感、看守による精神的・肉体的虐待がすべてやり玉にあげられた。

さきに紹介した三つのケースとは違って、シンバード実験への道徳的批判の焦点は意図的な欺瞞ではなかった。おもな疑問は、同意とリスクというもつと複雑なものだった。シンバードがとりつけた同意は、故意に簡略化された開示によるものだった。研究の基本的な目的と、使用する方法にはある種のリスクがあると被験者に伝えたが、実験内容の一部を開示しなかった。たとえば、一部の被験者には、模擬研究の最初の段階で「逮捕される」ことを話していない。また、被験者への事前開示では、彼らが体験する高度のストレスについ

でもほとんど話していない。

シンバードは、開示の方法は適切だったが、研究の前に、このような高度のストレスが予期できなかったと弁明した。たとえば、学生たちの性格プロフィールを事前にくわしくしらべたが、このような反応をする兆候はまったくなかったという。しかし、被験者たちが同意した内容をはるかに上回るストレスが明らかになり、研究を中断せざるをえなかったこと自体が大きな問題点になった。つまり、適切な同意のためには、事前にとこまでリスクをしらべて開示をする責任があるのかという問題である。また、リスクの許容範囲、あるいは、きわめて危険な研究や科学的に疑わしい研究のさいの同意は正当化されるのか、そして不確実または未知のものへの同意は成立するのかも問題になった。

研究行動における倫理的原則

シンバード実験への関心は、明らかな欺瞞と同意の不履行という初期のケースから、同意の質の問題に移っている。これは、心理学研究の開示の議論のなかで、このような変化がすでに進んでいたことを示すものだ。欺瞞の使用はまだ減っていないが（一九七一年に「性格と社会心理学」誌にのった論文の四七％が欺瞞をつかっていた）、関心は強まっていた。同意以外の研究倫理への関心もやはり高まっていた。

ICだが、侵害されたり抜け道がつかわれているので倫理的な問題がよく起きる。被験者が監禁状態で説明されたり、研究対象になっていることを知らされていないならば、自発的な同意は成立しない。また機をつかれて参加したのではICは成立しない。研究者が同意の規範と原則を忠実に守れば、倫理的問題の大半は避けられ、すみやかに改善されるはずだ。問題は、どうすれば守らせることができるかである。

このような論争を背景に米国心理学会（APA）は一九六六年、「心理学研究における倫理基準にかんする小委員会」を設立した。委員会は、一九五三年の「心理学者の倫理基準」の原案作成委員会を務めたスチュアート・W・クック委員長にちなんで「クック委員会」とよばれた。「クック委員会」の仕事は、心理学的な研究に適用される「倫理基準」条項を改善することだった。「倫理基準」は一九五三年以来、数回改定されたが、とくに目立つのは一九五九年から六三年にかけての改定で、コードは一八の一般原則に整理された。この一六番目の原則が研究倫理をかバーするものだった。第一六原則は、当初の四・三・一・一の原則の骨格を保っていた——すなわち「重大な後遺症のおそれがあるとしても、実験の実施が許されるのは、被験者または責任ある代理人が、この可能性を十分知らされたうえで志願したときに限られる」。

一九六七年、M・ブルースター・スミスは児童の心理学研究にみられる価値の対立についてくわしい分析を出版した。スミスは、APAの一九七三年研究倫理コードの起草委員会のメンバーになった。論文の大半は両親による同意の問題をみつめている。スミスが考察したのは、情報による同意を実現するにはどのような条件が必要なのか、両親による同意にはどのような環境が必要かという問題だ（興味深いことにスミスは、四・三・一・一の原則を、自発的同意のための絶対的な要件と解釈している）。ハーバート・ケルマンは、行動研究と社会科学の倫理を系統的に述べた最初の学者だが、この翌年に社会科学の倫理の本を出した。欺瞞の影響とその代替法についての経験的な研究も出はじめた。

また、研究倫理や被験者虐待への関心が、公共政策として実現した。米国公衆衛生総局医務長官は一九六六年、被験者をつかう研究について、施設内の審査を求める行政規則を公布した。おなじ年の、行動研究のさいのプライバシーにかんする政府の諮問研究班の報告には、同意を強く支持する声明が入っている。一九七二年にケルマンは、心理学研究のさいの同意原則を強く擁護する議論を展開したが、ここでつかわれた表現は、一九五三年のアーウィン・バークを思わせる。

研究者と被験者の関係を支配する中心的な規範は自発的な

しかし、四・三・一・一にあった欺瞞への明確な記述は姿を消した。またこのコードは、欺瞞に劣らず重視されていた別の問題についても、あまり参考にならない。それは、心理学の研究が頼っていた学生の「被験者プール（たまりば）」の広範な使用である。このふたつの問題にみられる同意をめぐる対立が、コードの改善のさいの中心課題になった。「クック委員会」はジレンマを率直に表明した。(1)情報による同意の原則は、信頼性のある結果を得るには無知な被験者が必要だという信念にもとづいた、欺瞞の使用と妥協できるのか？(2)自発的な同意の原則は、募集学生による被験者プールの広範な使用と妥協できるのか？ 第一の問題はICに、第二は自由な同意の問題にかかわっている。

「クック委員会」は、さきの「倫理基準にかんする委員会」とおなじような、経験と参加による方法をもちいた。当時三万五〇〇〇人になっていたAPAの会員のうち一〇〇〇人のパイロット調査をしたあと、これをもとに改定した質問票を九〇〇〇人のサンプル会員に送り、道徳的に問題のある事例の報告を求めたのである。二〇〇〇の事例が報告されたが、実地調査や児童を対象にした研究例が不足していた。そこで質問票をまた改定し、別の九〇〇〇人のサンプル会員に送ったところ、今度は三〇〇〇の事例が報告された。つまり「クック委員会」は、検討の資料として約五〇〇〇のケース報告

を得たことになる。

分類された事例群のひとつがICであった。各事例群の分析には、その問題のガイドラインの草稿を担当するふたりの委員があつた。草稿は一般からのコメントと会員によるコメントに付された。この作成過程は、専門家の関与とその方法の点で特筆されるものだ。まず、研究倫理の問題に出会う頻度が高い、あるいは研究倫理に関心をもつ心理学者たちに系統的にインタビューした。たとえば研究検討委員会の主要メンバー、大規模な研究施設の所長、定期刊行物の編集長、研究倫理を担当する記者である。さらに法律、哲学、社会学、精神医学の専門家にもインタビューをした。草案は、心理学をはじめ多くの分野の専門団体に送られ、二二〇を超える回答がよせられた。

もっとも重要なのは、AP Aの全会員に送られた一九七一年の中間草案だ。会員には質問や批判を求めた。また一九七一年の地域心理学会や同年のAP A全国大会で討論集会が企画され、大学の心理学部や地域施設でも討論が行なわれた。コードは、このような圧倒的な数の反響をもとに大幅に改定された(一九七二年に採択、七三年公刊)。

一九七一年の草案には、同意と欺瞞だけをあつかつた二の原則があつた。内容的に重複するものもあるが、おもな原因は、同意をあつかつには、多くの詳細なとりきめが必要に

なることだった。ICを明白な義務とし、除外が許される条件を定めた主要原則に加えて、つぎのような原則が具体的に定められている。(1)開示すべき情報の種類、(2)許容できない圧力や脅迫の種類、(3)研究助手の責任、(4)被験者がICをあたえる能力を欠いていると思われるときはどうするかである。

欺瞞と被験者プール問題について、一九七一年草案は複雑な立場をとった。草案は「被験者として参加するか、またいつ参加するかについての自己決定は、人間の基本的権利」だとみとめたが、同意原則からの除外が許される欺瞞の条件については、四・三一・一と四・三一・二の原則と本質的におなじである。しかし最新の改定では、研究の重要性を被験者の「犠牲」に照らして評価するよう要求した。この評価には、研究者だけでなく、倫理検討委員会がかかわるものとされた。

原則五・一一一

事前の情報提供をせず、またICをとらないで、人を研究に参加させるのは非倫理的である。

A この原則は、研究の方法論的要求と矛盾することがある。それは、ICを得られないため被験者がこうむる犠牲よりも研究の重要性が上回ると、研究者自身(原則一・一二)、また倫理検討委員会が(原則一・二二)判断したばあいである。

提案された研究が、この原則を侵害して実施されることが許されるのは、つぎのばあいに限られる。

(一) 情報を秘匿しないと研究目的が達成されないことが証明されること、

(二) 情報の秘匿によって、被験者があとでそれを知らされたとき、秘匿の理由を納得し、また研究者や研究にかかわった人々の人格への信頼をいちじるしく失うことがないと思われる、十分な理由があること、

(三) 秘匿を明かしたとき、被験者が自分のデータをはずすことを望めば許されること、

(四) ストレスの強い後遺症の発見と除去(原則一・七二と一・七三)、また研究参加による積極的な利益を被験者にあたえるよう全面的な責任を負うこと(原則一・七四一、一・七四二と一・七四三)。

この原則をつくるときに「クック委員会」が検討したケースには、当時の関心がうかがわれるものがある。つぎのふたつのケースは氷山の一角である。

「ケース1」

「募集広告」が配られた。窓口に行つてはじめて「従業員」採用の面接ではなく、実験のための面接だとわかった。半日

の無駄働きをしたあけく、普及をクリニックに出した被験者のひとり、ひどいあつかいを受けたと述べた。

「ケース2」

学位論文のフィールドワークで起きた最近のケースである。この研究は、さまざまなタイプの「顧客」への靴セールスマンの行動を観察したものだ。顧客は研究者の協力者だった。倫理的問題が生じたのは、セールスマンが研究に参加していることを知らされておらず、また、一足の靴も売れなかったのに、そのたびに三〇分近い時間をつかったからである。セールスマンには報酬が払われず、研究のあとの報告もなかった。

さらに驚くべきケースがある。これは、ユタヤ人慢性疾患病院事件を彷彿させる。

LSDとアラシーボの効果を比較する研究で、被験者たちに「LSD」ではなく、正式の化学名で話したので、ほとんどの被験者は理解できなかった。しかし被験者には、LSDの既知の効果と疑われている効果についてくわしく話した。専門用語をつかったことと、悪い影響がある可能性を話したのは情報として適切と思われる。実際に「LSD」ということばをつかうと、感情的な理由で参加を拒否する被験者が続出しただろうし、いつばう、LSDだと言つて悪い影響を具体

的に読せば参加したがる人がいたかもしれないからだ。専門用語は正しいものだったが、可能性のある影響についても正しく述べているので、研究はたぶん合法的だろうが、倫理的にはいかがなものか。

欺瞞と開示についての原則にくらべて、自由な同意にかかわる被験者アールの表現は、もっと具体的だ。

原則一・五二一一

研究にどれほど役立つものでも、教育コースへの参加の許可あるいは評価点の左右を条件としたり、参加しなければもつと思酬な仕事をしなければならないと言って、学生に参加を要求してはならない。

A この原則は、教育的目的のみでの研究への参加という、コース上の要求を排除するものではない。

B 研究と参加者のための教育の、両方の目的を備えた要求であるときは、教育的目的だけにデザインされた同等の代替コースを用意して、自発的な参加を求めるべきである。

C 研究参加が要請されることを大学の要綱にのせたり、登録のさいに学生に指摘するだけでは十分ではない。こうした方法はIC向上のチャンスが高めるだろうが、やはり強制の要素をもっている。研究目的と教育目的を同時に備えたばあい、研究に参加しない選択をすると、コースのもつ教育的

三 研究者の倫理的行動の要件は、参加の意思に影響すると常軌的に考えられるすべての研究の局面について情報をあたえ、また質問に応じて説明することである。完全な開示をしないばあいは、研究者が参加者の福利と尊厳を保護するための責任はさらに重くなる。

四 研究者と参加者の関係の基本的な特色は、公明さと誠実さである。方法論的な要請で欺瞞または秘匿が必要であったばあいは、研究者はその理由について参加者の理解を求め、研究者との信頼関係を回復する必要がある。

五 研究者の倫理的行動の要件は、個人の研究への参加の拒否と、いつでも参加を中止するという自由を尊重することである。研究者が参加者にたいして権威的な地位にあるばあいは、とくに注意が必要だ。この自由を制限する決定をしたさいには、参加者の尊厳と福利を保護する研究者の責任はさらに重くなる。

六 倫理的に許される研究の出発点は、研究者と参加者のあいだで、双方の責任を明らかにするような、明確で公正な合意を確立することである。研究者は、この合意による約束と責任を尊重する義務を負う。

七 研究者の倫理は、肉体的・精神的不快、危害、危険から参加者を保護することにある。このような結果が生じるおそれがあれば、研究者はその事実を伝えて事前の同意をとりつけ、また被害を最小限にするよう最善の手立てを講じなけ

機会を失うことになるからだ。つぎのコースへの必修コースであったり、同等の代替コースがないときは大きな問題になる。

D さまざまな研究機会の選択をみとめても、その一部が学問的制裁という脅迫のもとに選択を迫られるものであれば、十分なものとはいえない。

「強制の典型」というタイトルに分類されているケースには、強制について今日のIC文献にみられるものよりも鋭い感覚があったことを示すものがある。つぎはその一例である(ただしこれは明らかに強制の例ではない)。「この大学院生は、実験の被験者を集めるときに、いやがる被験者たちに、学位論文の締切りが迫っているので、まにあわずために、ぜひとも協力してほしいと迫った」。

一九七一年草稿は、予想どおり、研究者を制約しすぎると強い批判を浴びた。草稿の同意原則の順守が研究結果にあたる影響をしらべるために、ふたりの心理学者がわざわざおなじ実験を繰り返したが、やはり以前の研究結果を再現できなかった。

一九七二年に最終的に採択されたコードは、一〇の原則と前文に縮められ、注釈と事例集が加えられた。開示と同意をあつかっているのは五つの原則である。

ればならない。参加者に重篤な長期の障害が生じるおそれあるときは、その研究手段をつかつてはならない。

これをみると、どの原則も欺瞞と被験者アールの使用を禁止していないことがはつきりする。事実、ある種の研究活動をコードが無条件で禁止しなかった点について、少数派の心理学者からきびしい批判が出た。原則七は、さきの四・三一・一と四・三一・一とおなじように、被験者にリスクがあるときはICをつねに要求していると思われた。しかし「クック委員会」は、この原則七でさえ、ミルグラム研究のような欺瞞の使用を禁止していないと解釈している。「このような研究が許されるためには、参加者への心理的危険を最小限にするという重い義務を研究者は負うことになる」。

ミルグラム研究へのAPPAの見解(あるいは暫見解)は、一九七〇年代はじめの心理学での同意を象徴している。二〇年もの論争と研究を経て、ICは心理学研究のための道徳的な理想だとはつきりみとめられた。しかしいっぽうでは、ICの原則を厳格に適用すると、意味のある研究ができなくなるという考えかたが根強く生きている。一九七三年コードはこのふたつの見解のどちらにも重配をあげないでバランスをはかろうとした。

アメリカの心理学は、ブルースター・スミスがいう、研究

倫理をめぐるふたつの座標ととりくんでいた。ひとつの座標は、ICに代表される自律の尊重だ。この座標は事実上の自律モデルである。もうひとつの座標は福利と危害を強調する事実上の善行モデルである^(四)。おなじ時期の臨床医学にもあてはまるが、心理学研究の倫理でも、このふたつの座標つまりモデルのあいだに満足できるバランスは実現しなかったし、実現することはこれからもないだろう。しかし二〇年を超え、競争を通じて議論はより洗練され精緻になり、研究活動の大きな変化への準備がすすんだ。一九七〇年代から八〇年代にかけ、株駒と被験者プールはだんだん減った。いっぽうでは、連邦政府による同意の要求が前面に出てきた。

結 論

ヒトを対象とする実験への見かたはニュルンベルク裁判以来、大きな変化をとげた。したがって、一九六〇年代中期以前の米国の研究実践や政策に「IC」のラベルをつけるのは一種のアナクロニズムかもしれない。一九七〇年代中期まで、ICは生物学と心理学のヒト研究では重要な課題にならなかった。研究の原則と研究の実践のあいだには明らかに深いみそがあった。しかし、研究倫理と政策に劇的な変化が起きたことは疑いない。第二次世界大戦の末期には、ヒトを対象

とした研究を規制する正式なガイドラインや綱領^(四)はなかった。ところがビーチャーは、一九四八年から一九六八年に主要な機関が採択した被験者保護のためのガイドラインとコードを二〇以上も集めている。

このような劇的な変化がなぜ起きたのか。また、ニュルンベルク裁判よりずっと前に、重要な警告がいくつかあったのに、なぜもっと早く変化が起きなかったのか。ここではこのような疑問を提起するだけにする。ナチスの残虐行為は唯一の原因であつたようにみえる。しかし、もっと多数の原因をみなければならぬ。また心理学には、ドイツの経験は大きな影響をあたえていないという。もっと徹底した研究をすれば、変化をもたらした多くの社会的、専門的な要因や動機が明らかになるだろう。また、ニュルンベルク・コードの正確な影響がわかるかもしれない。研究倫理の成長はひろい文脈のなかで起きた。すなわち、生物医学の発達、研究への膨大な投資と資金の使用のさいの責任の増大、そして、ヴェトナム戦争とウォーターゲート事件に刺激された、個人の権利、社会的平等、説明への要求という、米国社会に起きた大きな変化である。このようにみれば、私たちの列年の事件の記述は、もっと深い意味をもっている。

米国社会に起きている価値の変化は、患者や被験者の不当な利用への鋭い感覚を育ててきた。私たちがみてきた事例は、

道徳的怒りに火をつけたが、これは弱い人々を露骨に利用したからだ。たとえば、知的障害者、正気でない人々、施設に収容された高齢者、強制された学生たち、また貧困に打ちひしがれた人々である。こうした人々は、価値が低い存在としてあつかわれてきた。極端なばあいは、ナチスの虐待のように、研究の道具のほかにはまったく価値がないとみられた。被験者の運命への関心が高まった原因のひとつは、社会的落伍者、囚人、捕虜、「劣等人種」の人権が踏みにじられてきたからである。

ナチス事件を遠い昔の特異なできごととして忘れ去ることはやさしい。しかし、ミルグラム研究、ワイロブルック、タスキギ、ユタヤ人慢性疾患病院事件は、今日でも道徳的欠落のモデルとして記憶されている。タスキギ事件は、被験者を保護する政策による監視なしに行なわれた驚くべき例である。ユタヤ人慢性疾患病院事件もまた、研究界に大きな警告をあたえた。この事件の査問のとき、サウタム博士の行動は、研究界の慣行とさして変わらないと多数の高名な研究者が証言した。ミルグラムの研究でも似たような発言があった。しかし、わずか一〇年後には、このような主張が信頼できるソースから出てくることは考えられなくなる。一九七七年にはミルグラムでさえ「多くの人がICを、被験者への実験のさいの倫理の要石と考えている」と発言するようにな

つたのである^(四)。

ルース・R・フェイドン
トム・L・ビーチャーラム

インファームド・コンセンスト

患者の選択

酒井忠昭
秦 洋一
共訳

1994年9月20日 印刷
1994年9月30日 発行

発行者 小熊勇次
発行所 株式会社みすず書房 〒113 東京都文京区本郷3丁目17-15
電話 3814-0131(営業) 3815-9181(本社) 振替 東京0-195132

本文印刷所 三陽社
扉・カバー印刷所 栗田印刷
製本所 鈴木製本所

©1994 in Japan by Misuzu Shobo
Printed in Japan
ISBN 4-622-03794-7

著丁・扉丁本はお取替えいたします

著者略歴

(Ruth R. Faden)

ジョンズ・ホプキンス大学準教授、健康政策、健康管理、行動科学、
倫理教育を担当する。同時にジョージタウン大学ケネディ倫理研究所
主任研究員。

(Tom L. Beauchamp)

ジョージタウン大学哲学教授、ケネディ倫理研究所主任研究員。著書
Principles of Biomedical Ethics (1983)、*Medical Ethics: Responsibility of
Physicians* (1984)。

訳者略歴

酒井忠昭(さかい・ただあき) 1937年東京都に生まれる。国際基督
教大学を経て、1967年千葉大学医学部卒業。現在、東京都立駒込病
院外科医長。専門は胸癌外科。1994年より同病院のターミナルケア、
在宅医療を担当している。

秦 洋一(はた・よういち) 1940年高知県に生まれる。国際基督教
大学卒業後、朝日新聞社に入社。通信部、整理部、モダン・メディ
シン」副編集長、調査研究主任研究員を経て、現在、全西信連室
所属。「患者の権利」「尊厳死」「介護問題」などをテーマに執筆を
つづける。著書「科学倫理とは何か」(紀伊國屋書店、共訳、1988)
「遺灰子の行方」(化学同人、共訳、1992)その他。